

令和3年6月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和3年6月30日(水) 開会 17時00分
閉会 18時08分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二
福島 知克 教育委員(教育長職務代理者)
小野 和枝 教育委員
山本 隆正 教育委員
川崎 栄一 教育委員
議事録署名委員 川崎 栄一 教育委員

教育部 柏木 正義 教育部長
稲尾 隆 教育部次長
北村 俊雄 学校教育課長
古本 昭彦 社会教育課長
森本 悦子 教育政策課参事
西澤 和江 教育政策課参事
松丸 真治 学校教育課参事
利光 聡典 学校教育課参事兼教育相談センター所長
釘宮 誠治 教育政策課課長補佐兼教育政策係長

傍聴人 0名

議事日程 第1 議事録署名委員の指名について
第2 別府市教育委員会指定管理候補者選定委員会設置要綱の一部改正
について【議第28号】
第3 別府市リモートライブラリープラス事業物品貸出要綱の制定につ
いて【議第29号】
第4 令和3年度別府地区教科用図書採択委員会委員の委嘱について
【議第30号】 ※非公開
第5 別府市公民館運営審議会委員の委嘱について【議第31号】
第6 別府市立図書館協議会委員の委嘱について【議第32号】

報告事項 (1) 教育長による事務の臨時代理について【報告第7号】
(2) 教育長による事務の臨時代理について【報告第8号】
(3) 令和3年第2回市議会定例会について【報告第9号】
(4) 別府市就学前の子どもに関する教育等協議会について
【報告第10号】

その他 (1) 7月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和3年6月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は川崎委員さんをお願いいたします。

本日の議事のうち、議事日程第4、議第30号 令和3年度別府地区教科用図書採択委員会委員の委嘱につきましては、別府市教育委員会会議規則第6条第1項の規定により非公開とすることを提案いたします。

お諮りいたします。この案件を非公開とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。出席者の3分の2以上でございますので、これを非公開といたします。また、これにより審査順序を入れ替えたいと思います。議事日程第4、議第30号 令和3年度別府地区教科用図書採択委員会委員の委嘱についての審議を最後に行いたいと思います。

◎ 別府市教育委員会指定管理候補者選定委員会設置要綱の一部改正について

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第2、議第28号 別府市教育委員会指定管理候補者選定委員会設置要綱の一部改正についての説明をお願いいたします。

教育部長 それでは1ページをお開きください。議第28号につきましては、規定により議決を求めるものであります。

3ページの新旧対照表でご説明いたします。まず第4条です。委員の任期等についてですが、指定管理候補者の選定につきましては、必ず年度内で完結するため、現行2年になっている委員の任期を、委嘱又は任命の日の属する年度の末日までに短縮するものであります。続きまして第7条をご覧ください。委員会の庶務についてですが、昨年度までは社会教育課とスポーツ健康課の2課の公の施設の指定管理者の選定について、教育政策課が取りまとめて委員会の庶務を行っていましたが、機構改革によってスポーツ健康課が廃止となりましたので、公の施設の担当課が社会教育課のみとなったため、担当課が指定管理候補者の選定を行うように改正するものであります。以上が本規則改正の説明でございます。

寺岡教育長 ただいま教育部長よりご説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第28号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 28 号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市リモートライブラリープラス事業物品貸出要綱の制定について

寺岡教育長 次に議事日程第 3、議第 29 号 別府市リモートライブラリープラス事業物品貸出要綱の制定についての説明をお願いいたします。

教育政策課参事 では 4 ページをお開きください。議第 29 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。
続いて 5 ページをお開きください。別府市リモートライブラリープラス事業物品の貸出について、必要な事項を定めるために要綱を制定しようするものです。対象となる物品は、令和 2 年度の内閣府地方創生推進交付金事業を活用して、市内 3 か所に設置しましたリモートライブラリープラス事業の本の展示棚、閲覧机、椅子、以上でございます。これを広く貸し出すことにより、図書館以外で市民が本と触れ合う場や機会を創出することを目的としています。第 3 条をご覧ください。貸出対象者は、市内の個人事業主や法人、その他団体のほか、教育長が適当と認める者が対象となります。ただし、営利目的や政治活動、宗教活動など不適切に使用される恐れがある場合は対象外となります。第 4 条をご覧ください。貸出期間は、原則としてひと月ですが、予約がなければ延長することも可能です。
では 6 ページをお開きください。第 5 条、貸出料については無料です。
7 ページです。第 12 条の損害賠償についてです。借受人は物品の修理や賠償することはもちろんですが、物品に起因して第三者に損害を与えた場合においても借受人がその損害賠償を負うこととしています。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課参事よりご説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございませうか。

福島委員 リモートライブラリープラス事業というのは需要があるのですか。

教育政策課参事 1 月 13 日から 2 月 19 日まで検証いたしました。別府市役所が一番多かったのですが、1 日に 70~80 人でした。トキハと駅の中は大体 50~60 人という結果でした。全体の中で需要があるかどうかということについては、いろんな場所に設置することによって、需要が確認できるかと思うのですが、人の流れであるとか年代であるとか検証結果、分析結果も出ておりますので、一定程度需要があると感じております。

小野委員 どういうところから依頼があるとお考えですか。

教育政策課参事 想定としては、個人事業主、例えばカフェであればカフェに置いていただいてコーヒーの本や紅茶の本といったものを展示するとか、あるいはオーナーのお気に入りの本を置いて、コーヒーを飲みながらその場で読書を楽しんでいただくということもありますし、花屋さんであればお花の本を置く、そういったことも想定しております。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 29 号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 29 号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市公民館運営審議会委員の委嘱について

寺岡教育長 次に議事日程第 5、議第 31 号 別府市公民館運営審議会委員の委嘱についての説明をお願いいたします。

社会教育課長 19 ページをご覧ください。議第 31 号につきましては、規定により議決を求めらるるものでございます。
20 ページをご覧ください。別府市公民館運営審議会委員の委嘱につきましては、別府市公民館条例に基づくものでございます。現在、委員の任期につきましては、令和 2 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までとなっておりますが、今回、令和 3 年 6 月 30 日をもって 3 名の委員が辞職されることから、3 名の補充委員を委嘱するものでございます。まず、今回辞職される委員でございますが、別府市子ども会育成会連合会の池辺栄治氏、南部地区公民館運営委員会の丸井邦彦氏、別府市から自治連携課の岡崎章子、以上 3 名の方々が辞職されます。次の補充委員といたしまして、松本弘次氏、清家政人氏、首藤美穂の 3 名の方々がでございます。この 3 名の方々は、今回辞任される委員が所属する団体からの推薦による方々です。松本弘次氏は、別府市子ども会育成会連合会の事務局長をされております。また、清家氏、首藤につきましては、南部地区公民館運営委員会、自治連携課内部での異動でございます。以上 3 名を委員として委嘱したいと考えております。なお、任期につきましては、令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの期間となっております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長よりご説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 31 号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 31 号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市立図書館協議会委員の委嘱について

寺岡教育長 次に議事日程第 6、議第 32 号 別府市立図書館協議会委員の委嘱についての説明をお願いいたします。

社会教育課長 21 ページをご覧ください。議第 32 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

22 ページをご覧ください。別府市立図書館協議会委員の委嘱につきましては、別府市立図書館の設置及び管理に関する条例に基づくもので、今回任期満了に伴う改選となります。委嘱をお願いする候補者 8 名の方々でございます。まず学識経験者といたしまして、別府大学附属図書館館長の浅野則子氏。学校教育関係者といたしまして、東山中学校長植野慎一郎、山の手小学校長和泉充明。続きまして社会教育関係者といたしまして、別府市社会教育委員の大林みどり氏、財団法人松本記念児童図書館司書の高橋伸子氏、別府市公民館運営審議会会長の平石栄二氏、別府市民生児童委員の花木淳子氏。最後に、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、おはなしサークルぐるんぱの会の立川敬子氏。以上 8 名の方々に委嘱したいと考えております。なお、東山中学校長の植野、民生児童員の花木氏以外の 6 名の方々につきましては、今回再任となります。また、任期につきましては、令和 3 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの 2 年間でございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長よりご説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 32 号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 32 号は議決することに決定いたしました。

◎ 報告事項（1）

寺岡教育長 次に報告事項に入ります。報告第 7 号 教育長による事務の臨時代理についてでございます。この件につきましての説明をお願いいたします。

教育部長 それでは 23 ページをご覧ください。報告第 7 号につきましては、教育長に

よる事務の臨時代理についてでございます。

24 ページをお願いいたします。令和3年度大分県市町村教育委員会連合会の総会についてでございます。本年度の総会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から書面による決議が行われることになりました。お手元に総会資料をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。総会の決議の内容は、「令和2年度事業報告」「令和2年度歳入歳出決算報告」「会計監査報告」「令和3年度大分県市町村教育委員会連合会役員(案)」「令和3年度事業計画(案)及び令和3年度歳入歳出予算(案)」について、資料のとおり記載されております。令和3年度の特徴としましては、昨年度と同様、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止となっている会議が多数あること、それに伴いまして支出見込みが大幅に減少するという事で、今年度の負担金についても50%減額ということが挙げられます。

25 ページをご覧ください。総会の議案につきましては、資料に記載しておりますように、第1号議案から第3号議案まで「賛成」ということで書面により提出をさせていただいております。以上、大分県市町村教育委員会連合会に関する報告議案の説明とさせていただきます。

寺岡教育長 ただいま教育部長より報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。例年であれば、各市町村持ち回りで総会が開催されますが、コロナ禍のために書面決議となります。高橋護元委員が会員表彰ということで表彰されております。よろしいでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

◎ 報告事項（2）

寺岡教育長 次に報告第8号 教育長による事務の臨時代理についてでございます。この件につきましての説明をお願いいたします。

学校教育課長 26 ページをお開きください。報告第8号、教育長による事務の臨時代理についてでございます。本件は去る5月28日に行われた市議会臨時議会に提案した予算でございます。

27 ページをご覧ください。事業番号0540 事務局運営に要する経費の委託料で、抗原検査キットを各学校に配布するための経費として、追加額187万円を計上いたしました。本事業は、幼稚園・学校内で感染者を早期に探知し、感染拡大防止を強化することを目的としております。購入した抗原検査キットは合計1,100個で、公立の幼稚園・小中学校と私立の小中学校に、学校規模に応じて20～60個を配布いたしました。また、教育部に予備として130個を保管し、各学校(園)の使用状況や感染の状況等により再配分をする予定です。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 これは自分で検査するということでよろしいですね。

学校教育課参事 医療行為になりますので、医師の管理下ということになります。職員にしましては産業医と連絡を取りながら自身でやる、子どもにしましては自分でなければいけません。職員がやることはできませんし、家族もだめです。子どもがする場合には、医療従事者立ち会いのもと、やらなければならないような状況になっております。

山本委員 他人が検査するとそれ自体が医療行為になるので、自分でやるということですね。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

◎ 報告事項（3）

寺岡教育長 次に報告第9号 令和3年第2回市議会定例会についてでございます。この件につきましての説明をお願いいたします。

※ 各担当課長より、議案質疑及び一般質問にかかる質疑応答の概要をそれぞれ報告した。

寺岡教育長 ただいま各課長より報告がございました。教育委員の皆様、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ 報告事項（4）

寺岡教育長 次に報告第10号 別府市就学前の子どもに関する教育等協議会についてでございます。この件につきましての説明をお願いいたします。

学校教育課参事 29ページをお開ください。別府市就学前の子どもに関する教育等協議会についてご報告いたします。本件につきましては、別冊資料の報告書をご覧ください。

1ページの3段落目に協議会の目的「本協議会は、本市における就学前教育等の課題と今後の方向性について幅広い視点から協議し、就学前教育等の総合的な提供を推進すること」と記載しております。協議内容を記載していませんが2点ございます。1点は質の高い就学前教育等の充実に関すること、もう1点は別府市立幼稚園等の今後の方向性に関すること、の2点でございます。

2ページをご覧ください。委員は、上から学識経験者が3名、続いて認定

こども園、幼稚園、保育所関係者各1名、そして市立幼稚園保護者2名、公立小学校関係者1名の9名を記載しております。令和2年10月27日から令和3年6月9日まで5回開催され、教育長に報告書が提出されました。3ページから6ページまでは、別府市及び就学前教育等の現状と予想について記載しております。7ページから11ページまでは、別府市における就学前教育等の今後の方向性について記載しております。12ページをご覧ください。協議された内容のまとめを記載しております。内容は大きく3点ございます。1点目は上から2段落目になりますが、1学級あたりの望ましい園児数、1園あたりの望ましい学級数から、市立幼稚園の適正配置の検討が必要であることや、今は5歳児だけ保育していますが、4歳児などを含めた複数年保育の一部導入の検討が必要であると結論付けられております。このような市立幼稚園の新しい方向を指し示すために具体的な基本方針と実施計画を早期に策定することが必要であるとのご指摘もいただいております。2点目は4段落目になりますが、質の高い就学前教育等の充実に向けた役割分担については、特別支援教育や幼保小連携の分野において、市立幼稚園が果たすべき役割等が示されております。さらに、保育者の資質向上や人員確保などの課題を解決するためには、行政の支援が必要であるとしております。3点目は一番下の段落になります。幼児期における教育・保育の一体的な提供を進めるためには、認定こども園の普及促進の考え方を明示して、政策的に取り組むことが必要であり、教育委員会と市長部局に分かれている行政窓口の一本化についても検討が必要であるとの結論となりました。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課参事より報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

福島委員 この報告書を受けて、先程説明されたことを実行するのですか。

学校教育課参事 今のところこの報告書を受けまして、いただいた意見をもとに基本方針を定めた上で、何年に何を、何月に何を、といった実施計画を立てていきたいと思っております。

福島委員 この報告書は柱が何であるかということが非常に分かりにくいのですが、柱はちゃんと作るのですか。この中には書かれていませんが。

学校教育課参事 これは、委員の方々が協議された内容をもとに、項目ごとにまとめておりますので、これから先、市立幼稚園の基本方針等はこちらのほうで順序立てて組み立てていきたいと考えております。

福島委員 具体的に柱は何にするのですか。

学校教育課参事 今言われていますのが、市立幼稚園の園児数、それから学級数における適正配置、今14園ありますが、20人から30人の園児数の学級にしたり、今1学級の園を2学級になるように配置したりといったことを盛り込んでいきたいと思っております。

福島委員 それは形ですね。何を教えるかという柱はあるのですか。結局、読み書きそろばんの易しいところを教えるとか、遊び方を教える、協調性や集団行動を教える、そういった柱をちゃんと持って、今言われた適正配置のことを考えないと、形だけで終わってしまう可能性がありますから、やはり子どもたちには読み書きそろばんと協調性とか、けんかしてはいけませんよとか、小さい時から教えると立派な子どもができるんじゃないですかね。そこは協議して、柱をちゃんと作ってほしいというのが私の意見です。

学校教育課参事 ありがとうございます。

寺岡教育長 現在、小学校中学校は適正配置が安定しておりますが、市立幼稚園につきましては、1小学校に1園が併設されておりますけど、園児数・学級数などを見直そうというようなことのようなのですが、福島委員さんがおっしゃったことについては、今県内で義務教育学校というのが出ています。あれは小学校と中学校を並行して作るということらしいんですね。ですから統合ということになるので、教育内容をしっかりとしないと、要するに9年計画になるのですが、間延びして、やっぱり小学校は小学校で終わって、子どもたちは6年生という最高学年の気持ちを持てるという、やはり教育内容からいかなないとなかなか難しいだろうというご指摘もあります。この件も、今1年保育でやっていますが、教育内容から考えないといけないということですね。

福島委員 鉄は熱いうちに打てと言いますが、お行儀が悪くなる前に教えておくと、教育長がおっしゃったようなことがスムーズにいくと思います。何のために就学前の子どもに教えるかという、きちんとした柱がないと、新入生になっても上手くいかないのではないですかね。そういうものを先に作るべきだと思いますから。

教育部次長 今回のこの報告書に基づいて早急に策定すべきとされた実施計画は、主に施設の適正配置という部分になります。今福島委員からご指摘があった保育内容については、別府市の幼児教育・保育の振興計画というものを今後作っていく必要性がありまして、それはそれでまた別途策定していく形になると思います。ですから施設の適正配置と、ご指摘のあった幼児教育と保育の内容ですね、そういったものを2本立てで考えていかないといけないと思っております。

福島委員 よろしくお願ひします。

寺岡教育長 他にご意見ご質問等ございませんか。

山本委員 まとめのところで、別府市の市立幼稚園は1年保育ということですけど、巷には保育所等もあるわけで、例えば規則として幼稚園が複数年になるとすると、何歳から幼稚園に入れるのか、保育園と幼稚園はどう違うのか、それに今こども園が入ってきていると思いますので、多分この辺の年代は教育の問題も幼児教育の問題もあると思いますが、母親等の働き方の問題もかなり大きいと思うんですよね。それをサポートする形でのハード作り

というものを求められるのではないかと思います。それで、今の幼児教育の制度に関して、先程言いました保育園、幼稚園、子ども園がどのような制度設計がされていて、働き方も含めると、どういったものに変えていくのがいいのか、これを全部読み切れなかったので、今どのように考えているのかということをお教えください。

学校教育課参事 まず現状の市立幼稚園につきましては、5歳児を1年間保育しております。放課後は預かり保育として最長19時まで預かっております。私立の幼稚園になりますと、大体3歳児4歳児5歳児と3か年かけて教育していくということになっております。認定こども園になりますと、保育の部分も入りますので0歳児から5歳児まで、その中でも幼稚園型とか保育所型とかいろいろな型がございます。ですので、どちらにしても保護者が働いていなくても入園できるという形になっております。保育所につきましては、幼稚園の部分がありませんので、0歳児から5歳児までの保育という形になっております。今のところ、別府市においては3園ほど認定こども園ができております。簡単ではございますが以上でございます。

山本委員 公的なものがやれるものとしては、市立の幼稚園ということになるのか。それとも認定こども園というのもあり得るわけですか。

教育部長 計画を策定するのはこれからになりますので、今のところ何も決まっていない状態なのですが、考え方として、人口減少社会において子どもさんがどんどん減っているという中で、地域によってそれぞれ特性があると思うんですね。共働き世帯が多いところとか、高齢者が多いところとかですね。なので、その地域地域に合った保育のあり方ということをおそれぞれ検討して、それに合った幼稚園がいいのか保育園がいいのか認定こども園がいいのか、そういったことを検討しながら別府市全体でそういったことを計画していくということをお、今回この報告書を基に考えていきたいと思っております。

福島委員 施設ありきでやっているんですね。施設の形を整えたあとにやろうとしているんですね。私が言おうとしているのは、いい柱があって、その柱を全うするために施設がないといけないんじゃないですかね。だから、作るべきものは、読み書きそろばんとかお行儀とか、そういうのがまずあって、このためには40人もいたらできない、しつけは20人くらいじゃないとできない、そういうふうにもっていかないと、今おっしゃったのは、施設ありきでもってそのあとに柱を作ろうとしているから、ぜひ何をしつけるか、何を教えるかということをおまず作られて、施設をやらぬといけません。

教育部長 福島委員がおっしゃったとおり、ハードというのはやはりソフトをきちんと果たすためにあるものだということは認識しております。先程、次長からもありましたが、そういったソフトの計画とハードの計画を別々に作るのですが、当然ソフトのことも考慮しながらハードの計画にそちらのほうを反映できるように取り入れていきたいと思っております。

寺岡教育長 長年1年保育を実施していますが、1年保育と複数年保育は、幼稚園の先生方から見て保育の内容からすると、どういう違いがあるのですか。

学校教育課参事 委員の意見の中にありましたのが、1年であればやはり次の年につながりがないということで、よくありますのが、3歳児4歳児が5歳児を見てこういうふうにしていけばいいんだといった年長者としての5歳児という役割が、1年保育ではできない状態にはあります。ですので、複数年保育ということで、そういったつながりのある保育をしていきたいというご意見も出ておりました。

寺岡教育長 ということで、今教育部が抱えている就学前教育の公立幼稚園だけでは解決できないということは明白でありまして、別府市全体で対応しないといけない、市長部局と一緒に考えていくという方向が大事じゃないかという部分も指摘されていますので、ちょっと大きい問題になろうかと思えます。今学校給食の整備と図書館整備という2つの大きな事業をやりながら、並行してこの件もやっていくということで、この幼稚園については保護者のニーズや地域性がありますので、丁寧にやっっていこうということでございます。その他はございませんでしょうか。

川崎委員 この報告書を受けて、いつまでにある程度位置づけるというか、ハードにしるソフトにしる、例えば本年度中にどこまでというようなことはあるのですか。

教育部次長 今回この報告書が出ましたので、まず今年度中に具体的な検討を始めなければいけないと思えますので、年度末までにと決めているわけではないのですが、今年度末、もしくは来年度の早い時期に、指摘を受けている基本方針というものを出していけるよう形で進めていきたいと考えております。

小野委員 公立幼稚園の園児数は少ないと私は認識しているのですが、1校1園でも20人くらいだったり人数的にも減っています。要するに公立よりよその園に通っている園児が多いということをよく考えて、検討していただけたらいいのではないかと思います。計画を立てるときに、なぜ公立のほうが園児が少なくなってしまったのか、そういうことを考えるとクラスを増やすとか園児の数をどうするかとかいうことが分かってくると思います。

教育部長 小野委員からご指摘がありましたとおり、きちんとしたエビデンス、データ等に基づいて組み立てていきたいと考えております。

寺岡教育長 保育料が無償化になっていますが、無償化になっても公立に残るくらいのものでしょうけど、なかなかそこが難しいですね。その他はよろしいでしょうか。では他の質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思えます。

◎ その他（１）

【概要】 ※令和３年７月定例教育委員会の開催日程について、令和３年７月 28 日（水）17：30 より開催することが決まった。

◎ 令和３年度別府地区教科用図書採択委員会委員の委嘱について ※非公開

寺岡教育長 ここからは非公開となります。関係者以外の方は申し訳ありませんが、ご退席をお願いいたします。

※関係者以外退席

寺岡教育長 それでは議事に戻ります。議事日程第４、議第 30 号 令和３年度別府地区教科用図書採択委員会委員の委嘱についての説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ 閉会

寺岡教育長 以上を持ちまして、令和３年６月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。